

(案)

## 新京都府人権教育・啓発推進計画

□ 平成 27 年度実施方針 □

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

## 第1 策定の趣旨

京都府では、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づく施策として「新京都府人権教育・啓発推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定している。その中で、今後実施する人権教育・啓発に関する基本方針を明らかにし、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発」及び「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等」を中心として施策の方向を示すとともに、毎年度重点取組を定めた実施方針を作成し、施策の点検を行い、推進計画のフォローアップを行っている。

この実施方針は、推進計画で示した方向性を踏まえ、府政運営の指針である「明日の京都」に明記された「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現を目指し、平成27年度の人権教育・啓発の取組を推進する上での重点事項を明らかにするために策定するものである。

## 第2 平成26年度における人権をめぐる状況

国際連合においては、北朝鮮人権調査委員会から提出された拉致被害者の帰国を勧告する内容を含む最終報告書を踏まえ、これまでより強い内容の北朝鮮人権状況決議が採択された。また、子どもの権利条約の実施など広範な事項を含む子どもの権利に関する決議、子どものいじめからの保護に関する決議、インターネット上でもそれ以外の場と同じようにプライバシーを含む権利を享有していることを確認するなどデジタル時代のプライバシーの権利に関する決議等が採択された。

さらに、国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会においては、日本に対し、国内人権機構の設置やいわゆるヘイトスピーチに対する適切な措置をとるよう勧告する内容を含む最終見解が採択された。

国内では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が発効したほか、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）や、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第121号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第79号）、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第123号）が成立した。

一方、国内の人権をめぐる状況をみると、学校でのいじめ・体罰の問題、社会的に弱い立場にある子ども、女性、高齢者、障害のある人を被害者とする暴行・虐待、インターネットを悪用した人権侵害、自殺の問題、子どもの貧困、認知症高齢者等の問題、学生や若者の立場を尊重せず無理解な働き方を強いる企業等やハラスメント、メンタルヘルスなど労働環境に関わる問題、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題など様々な課題が顕在化している。あらためて、一人ひとりの尊厳と人権の大切さについて、社会全体で共有していくことが強く求められている。

こうした状況の中で、京都府では、「明日の京都」で人権尊重の重要性をすべての施策の基本に位置付け、人が大切にされるために、つながり、支え合う、人にやさしい社会の実現に向け、関係機関や関係団体等とも連携し、人権問題の解決に向けた施策を推進している。

個別分野の主なものとしては、「京都府子どもの貧困対策推進計画」や「京都府いじめ

防止基本方針」の策定、認知症対策や看取りプロジェクトを含めた京都式地域包括ケアの推進、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の全面施行に向けたガイドライン等の整備、ユニバーサルデザイン\*やソーシャル・インクルージョン\*の考え方に基づいた環境づくり、「京都府自殺対策に関する条例」の制定、東日本大震災の復旧・復興へ向けた継続的な支援などが挙げられる。

また、府民等への啓発の取組としては、人権問題の解消に向け取り組むNPO等との連携の下での「京都フューマンフェスタ」の開催、京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」を活用した人権啓発活動、スマホ時代の子どもを守る「ALL（オール）京都シンポジウム」での行動アピールなど、府民の皆さんやNPO、関係機関等との連携を図りながら様々な取組を推進するほか、新聞や府民だよりへの掲載、ラジオの番組を通じて、最近の人権問題についての情報を提供するなどの取組に努めた。さらに、人権週間に当たっては、知事から府民の皆さんへ、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識をみんなで共有しながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、障害のあるなしなどにかかわらず、すべての人がいきいきと暮らし、夢と希望の持てる社会を築いていくことを、メッセージとして発信した。

※ ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品やサービスをデザインすること。

※ ソーシャル・インクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う社会の確立を目指す考え方。

### 第3 平成27年度実施方針

京都府における人権教育・啓発については、推進計画に基づき、毎年度、全庁で実施方針、実施計画、実施状況を策定するとともに、府民目線に立って助言・指導を得る仕組みとして設置した「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」から、評価・点検を受けながら各施策に取り組んできた。これまでの取組により、人権教育・啓発施策は、その内容、対象、実施主体などの各方面で拡がり、充実してきた。

「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会」を実現するためには、引き続き、現場の状況をしっかり踏まえながら、個別分野の施策を、国や市町村など関係機関はもとより、NPO等民間団体との連携を深めながら、効果的に推進していく必要がある。また、「人権とは何か」ということや、様々な人権問題について学び、自ら考えることを通じて、命の尊さや自分と同じように他者もかけがえのない存在であることなどを実感できるような取組が継続的に必要である。

今年は、推進計画の目標年次であり、京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の意見や府民調査により把握した課題などにも留意しながら、これまでの取組を総括し、来年以降の人権教育・啓発施策のあり方について検討を行う。

また、戦争は最大の人権侵害と言われているが、今年は先の戦争が終結し、恒久平和を目指す国際連合結成から70年目の節目の年となる。戦禍への反省から、国際連合においては世界人権宣言の採択をはじめ、人権に関する様々な取組が進められてきたところであり、この機会に、あらためて「人権の大切さ」について考え、人権意識が社会の中でしっ

かり根付いていくよう取り組んでいく。

このような認識の下で、次の重点事項を踏まえた取組を推進する。

併せて、「人権教育のための世界計画」第2フェーズ（段階）において重点に取り上げられた公務員等の人権教育について、第3フェーズにおいて強化するとされていることも踏まえ、職員一人ひとりがこの府政の目標をしっかりと認識し、人権教育・啓発事業の企画・立案・実施等を通じて、人権をめぐる諸情勢について一層認識を深めるとともに、府職員や教職員、消防職員、警察職員等が人権に配慮して業務を遂行できるよう、効果的な研修を実施し、一層の資質向上に努めるものとする。

## 1 重点事項

### ○「みんなで築こう いのちが輝く 人権の世紀を」

－考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心－

世界では現在も地域紛争をはじめ平和と人権を脅かす事態が続出している。国内においても、人権に関わる様々な問題が依然として顕在化し、社会環境の変化に伴い、多様化、複雑化している。

あらためて、21世紀を「人権の世紀」にしたいという願いを思い起こし、府民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、命は何よりも尊いものであるということを基本に、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやりの心を大切にすることが必要である。様々な人権課題の解消に向け、国、市町村など関係機関、民間団体等と幅広い連携の下で、積極的な取組を推進する。

### ○「同和問題の解決を目指そう」

今年、同和対策審議会答申（昭和40年8月）から50年目の年に当たる。同和問題は、昭和44年以降33年間の特別法による対策事業をはじめとした取組により、様々な面で存在していた格差が大きく改善してきた。同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、全体としては解消の方向に進んでいるものの、結婚にかかわる問題を中心として様々な意識が存在しており、インターネットなどを使った差別事象、身元調査、土地調査、同和地区の問い合わせなどの問題として顕在化している。

府民一人ひとりがこの問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことや、地域社会全体の住民交流を深め、人権が真に尊重される地域社会を形成していくことが必要である。

## ○「女性の人権を守ろう」

「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識などから生ずる種々の男女差別は、家庭や職場で依然として強く残っている。また、さまざまな人権問題により困難な状況におかれている人が、女性であることで更に複合的に困難な状況におかれる場合があることに留意する必要がある。さらに、職場におけるセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）やマタニティハラスメント（妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇）、配偶者等からの暴力やストーカー、性犯罪など、女性に対する暴力の防止も重要な課題である。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、仕事と子育て・介護等が両立できるようワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男女双方の視点を活かし、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要である。

## ○「子どもの人権を守ろう」

子どもが被害を受ける犯罪の発生や、いじめ、体罰、虐待、児童買春や児童ポルノのはん濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にある。また、子どもの貧困率が過去最悪を示しており、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要がある。すべての子どもが一人の人間として最大限に尊重されなければならないということ子どもも大人も自覚し、家庭や学校、地域で大人と子ども、あるいは子ども同士のふれあいや交流を深め、他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人を育成する環境づくりが必要である。

## ○「高齢者の人権を守ろう」

社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、人口のほぼ4人に1人が高齢者になっている。一方、高齢者に対する養護者等による身体的・心理的虐待や、本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待、施設等における不適切な身体拘束、またアパートやマンションへの入居拒否等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生している。たとえ寝たきりや認知症になったとしても社会全体で支えられ、個人としてその尊厳が守られて、できる限り自立して生活できるような社会づくりを進めることが必要である。

## ○「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」

障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否やスポーツ施設の利用拒否、雇用など様々な面で問題が発生している。「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府福祉のまちづくり条例」の取組などにより、障害のある人の自立と社会参加を目指し、ユニバーサルデザインやソーシャル・インクルージョンの考え方を社会に浸透させ、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らすことのできる社会にしていくことが必要である。

## ○「外国人の人権を尊重しよう」

我が国で生活する外国人は長期的に増加傾向にあり、歴史的経過から日本で生活している韓国・朝鮮の人々のほか、中国、フィリピンなどの人々が多くなっており、様々な背景や文化をもった人々が生活している。これらの人々については、言葉や文化の壁に直面したり、アパートやマンションへの入居を断られるなど、様々な面で問題が発生している。また、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が社会的に関心を集めている。日本が人種差別撤廃条約を批准して今年で20年を迎え、今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等が異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「多文化共生社会」の形成を進める必要がある。

## ○「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」

現在、我が国においては、エイズ、ハンセン病をはじめ、感染症に対する正しい知識と理解の不足から、感染症にかかった人々や元患者に対して、日常生活、職場、医療現場における差別やプライバシー侵害などの問題が発生している。噂や風評に惑わされることなく、これらについて正しい知識や認識を持って、共に生きることができると社会を築くことが必要である。

## ○「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって突如として身体的・精神的に困難な状況を強いられるものであり、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷など、被害後に生じる様々な問題に苦しんでいる。犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、名誉やプライバシーが尊重されるよう配慮すると共に、犯罪被害者等を地域全体で支え、安心して暮らせる社会にしていくことが必要である。

## ○「ホームレスに対する偏見をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの問題も発生している。ホームレスの人権に配慮しつつ、その自立を支援していくことが必要である。

## ○「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」

インターネットをめぐっては、違法・有害情報の流布により犯罪や自殺を誘発する場となったり、特定個人・集団に対するプライバシー侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わる様々な問題が発生している。インターネットを利用する一人ひとりが、加害者にも被害者にもならないために、安心してインターネットが利用できるための環境づくりを進め、大人も子どもも情報モラルとメディアリテラシー\*の向上を図り、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるための啓発を強化する必要がある。また、子どもたちを有害な情報から守るためのフィルタリングや、インターネットを適切に利用するための知識を一層普及していくことが必要である。

※ メディアリテラシー：様々なメディアが伝える内容を鵜呑みにせず、主体的に解説・理解する力をつけること。

## ○「個人情報に関する権利や利益を守ろう」

個人情報は個人の権利利益を侵害することがないように適正に取り扱われなければならないが、企業の顧客情報が大量に流出したり、個人情報が商品化されたりする問題や、本人の了解を得ずに調べられた個人情報の内容が結婚や就職に影響するといった問題などが起きている。また、依然として戸籍謄本等の不正取得が発生していることは、興信所等に依頼して他人の身元を調べたいという考え方が社会に厳然と存在していることを示していると考えられる。

このため、個人情報の適正な取扱いの重要性について、改めて府民や調査会社等に広く啓発するとともに、引き続き、市町村による住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得防止に向けた取組を支援していくことが必要である。

## ○「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合については、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになった。また、近年、海外では同性同士の結婚が認められるなど、性的マイノリティに対する理解の広がる動きがあるものの、依然として、社会で生活する上での様々な不利益を被ったり、偏見や差別を受けたりすることがあることから、性同一性障害について正しい理解を深めていくことが必要である。

## ○さまざまな人権問題について

- ・ 北朝鮮当局による日本人拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権問題であり、被害者家族の高齢化が進む中、一刻の猶予も許されない問題であり、被害者たちを救出するため、解決を望む強い意志を北朝鮮に伝えていくことが必要である。
- ・ 京都府の自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として多くの人が自ら命を絶たざるを得ない状況に追い込まれていることから、「京都府自殺対策に関する条例」に基づき、中長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に自殺対策を推進する。
- ・ 昨年施行された過労死防止対策法において、地方公共団体も過労死に対する関心と理解が深まるよう取り組むこととされたほか、職場内の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントや、学生や若者の立場を尊重せず無理解な働き方を強いる企業等の存在など、労働環境に関わる問題への社会的関心も高く、労働局等の関係機関と連携しながら、安心して働き続けられる環境整備への支援を行っていくことが必要である。
- ・ さらに、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別、性的指向を理由とする差別的取扱いなどの人権問題の解消に向けた取組が必要である。また、社会環境の変化に伴って生じる新たな課題に対して、常に状況に留意し、人権教育・啓発の取組などを通じて適切に対応していく必要がある。

## 2 取組の視点

### ○ 身近な問題から人権について考えるために

人権の意義や重要性及び人権問題の現状等について、単に知識として習得するにとどまらず、自らにかかわる事柄としての認識を深め、日常生活の様々な場面で、自分と同じように他人も大切にするという態度や言動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが重要である。

そのため、基本的人権尊重の理念が日々の生活の中でどのように活かされているか、様々な人権問題が具体的にどのような形で表れているか、などについて理解を深めることに重点を置いて、学習者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材や啓発資料等の開発に努める。また、具体的な人権問題をめぐる現状や課題の背景・要因等を分析・整理し、様々な情報の発信や人権問題に関する研修等、人権教育・啓発の効果的な手法を工夫し、積極的な取組に努める。

## ○ 地域の問題として考えるために

個性や価値観の違いを認め合い、誰もがいきいきと生活できる共生社会について具体的に認識を深めるためには、私たちが実際に生活している地域の問題について、自ら考えていくことが有効である。そのため、地域で活動する指導者の養成に努めるとともにその活動を支援する。

また、地域できめ細かい人権教育・啓発活動を展開する市町村との連携を図り、地域の事情に応じて工夫を凝らした研修等の取組を促すとともに、各種補助制度等の活用により、創意ある取組に対して積極的に支援する。

啓発イベント等の人権教育・啓発活動についても、親しみやすいものとなるよう、その内容に応じて国や市町村など関係機関、NPO、大学、福祉関係団体など人権問題の解決に向け取り組んでいる人たちとの連携・協働の推進に努める。

## ○ 自分自身にできることを考えるために

人権についての理解を深め、更に人権問題を自分自身の問題として考え、解決に向けて取り組もうとする意識の形成を促すためには、社会奉仕体験活動をはじめとする多様な体験活動を、人権尊重の心を培うための学習機会として提供することが大切である。

また、行政だけではなくNPOや大学、企業などの民間団体が、多様な観点で自らの特性を活かして取り組んでいる人権尊重理念の普及や人権問題の解決を目指す活動を広く周知することも重要である。

そのため、こうした活動が行われていることを府民向けの情報発信の中で積極的に取り上げるとともに、人権啓発イベントなどにNPO、大学、福祉関係団体、人権問題等の解決に関わっている人たちが参加し、共同企画の実施など連携を深める取組の推進に努めるとともに、府民の皆さんが参加しやすい環境づくりを進め、積極的な参加を促すことが必要である。